

令和5年第7回伊達市農業委員会定例総会議事録

1. 招集通知年月日 令和5年7月6日
2. 開催の場所 伊達市役所保原本庁舎 4階多目的会議室
3. 開催年月日 令和5年7月19日
4. 出席農業委員 18名
 - 1番 佐藤 易廣
 - 2番 柳沼 正治
 - 3番 八巻 長一
 - 4番 寺島 武
 - 5番 渡邊 政幸
 - 6番 菅野 照
 - 7番 鈴木 政浩
 - 8番 穴戸 洋一
 - 9番 阿部 忠幸
 - 10番 浦山 公一
 - 11番 大槻 孝徳
 - 12番 吉田 浩重
 - 13番 ~~大橋 吉成~~
 - 14番 千葉 利市
 - 15番 長沢 壽幸
 - 16番 佐藤 清光
 - 17番 渡邊 茂
 - 18番 土屋 洋一郎
 - 19番 清野 直人
5. 欠席農業委員 1名
6. 出席農地利用最適化推進委員 21名
 - 20番 佐藤 輝弥
 - 21番 佐々木 春男
 - 22番 大武 有子
 - 23番 後藤 喜美江
 - 24番 橘 典雄
 - 25番 八島 市蔵
 - 26番 高橋 敏明
 - 27番 菊池 和彦
 - 28番 齋藤 信夫
 - 29番 ~~佐藤 善一~~
 - 30番 渡邊 みき子
 - 31番 野田 源吉
 - 32番 舟山 健一
 - 33番 引地 秀樹
 - 34番 八城 智広
 - 35番 佐瀬 之人
 - 36番 小賀坂 伸夫
 - 37番 秋葉 武
 - 38番 大和田俊一郎
 - 39番 三浦 秀勝
 - 40番 阿部 良夫
 - 41番 津田 茂
 - 42番 ~~井上 林一~~
 - 43番 ~~八巻 博~~
7. 欠席農地利用最適化推進委員 3名
8. この会の事務従事者 事務局長 小賀坂義一、農地係長 齋藤勝彦、庶務係長 照内章滝
主査 引地俊英、主査 鈴木志津香、主事 菅井あゆみ
9. 会議の提出事項
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願出について
 - 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第7号 あっせん申出について
 - 報告第1号 専決処分の報告について
10. 議 事
 - 議 長 只今から、令和5年第7回伊達市農業委員会定例総会を開会いたします。
(午後3時40分宣告)
只今の出席委員は、農業委員18名、推進委員21名で定足数に達しております。
す。よって令和5年第7回伊達市農業委員会定例総会は成立しております。

12 日、譲受人の●●●●さんと現地でお会いしました。後日電話で、譲渡人の●●●●さんからもお話を伺いました。2 人の関係はいとこです。申請地は●●さんのお父さんの土地でありました。お父さん本人は、定年後は●●に戻りたいと考えていたそうですが、亡くなりまして、息子の●●さんが相続しました。●●さんは●●●●に住んでおりこの土地はいらないので、●●さんに贈与ということになりました。申請地は元から●●さんが保全管理をしていたところで、今後も保全管理をしながら、自家用野菜でも作りたいとのことでした。問題のない案件だと思われますので、委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第 1 号の 5 番の案件について、23 番、後藤喜美枝調査員、お願いいたします。

23 番委員 議案第 1 号の 5 番の案件について報告いたします。7 月 11 日に現地を確認後、譲渡人の●●●●さんは施設に入所しているため、●●にいる娘さんと話をしまして、譲受人の●●●●さんとは自宅にお伺いして話を聞いてきました。譲渡人の●●●●さんは 3～4 年前から施設に入所しており、娘さん経由で●●●●さんに話が行ったそうです。●●さんの畑が申請地の隣にありまして、草刈りなどをしていたこともあり買ってもよいとのことと話がまとまったそうです。譲受人の●●さんは勤めていますが、家で食べる野菜を作りたいとのこととです。特に問題がないものと見てまいりました。委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第 1 号の 6 番の案件について、15 番、長沢壽幸調査員、お願いいたします。

15 番委員 議案第 1 号の 6 番の案件について報告いたします。7 月 13 日、申請のありました現地を確認してまいりました。翌日、譲渡人と譲受人に電話を差し上げました。現地は譲受人の●●●●さんが借りて枝豆を作っていました。先月も申請があったと思いますが、譲渡人の●●●●さんは現在住んでいるところから通って管理するのが大変だ、とのことで●●さんにお譲りをして管理をしていただきたいとのことと話がまとまったそうであります。●●さんは今後も自家用の野菜、枝豆などを作って管理をしていきたいということをおっしゃっていました。特に問題がない案件と判断してまいりましたので、委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第 1 号の 7 番の案件について、31 番、野田源吉調査員、お願いいたします。

31 番委員 議案第 1 号の 7 番の案件について報告いたします。7 月 14 日、自宅を訪問

しまして、譲渡人、譲受人の双方から話を伺いました。申請地は自宅のそばということもあり、ネギとかナス、トウモロコシなどが栽培してありました。譲渡人の●●●●さんと譲受人の●●●さんは親子であり、今後、●さんが新規就農という形で農地を管理していくとのことで、何ら問題のない案件と見てまいりました。委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の8番の案件について、4番、寺島武調査員、お願いいたします。

4番委員 議案第1号の8番の案件について報告いたします。譲渡人の●●さんとは7月13日に電話で、譲受人の●●さんとは同日現地でお話を伺いました。●●さんは30年前に父親からこの農地を相続しましたが、土地の場所もわからないまま、今に至っているというところに、この土地の近くに住む●●さんから、売買の話があったそうです。●●さんは荒れた畑を耕作していくということですが、委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の8件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の8件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 場 (委員挙手全員)

議長 賛成全員。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の8件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を、議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第2号朗読説明)

補足説明を農地係長からいたさせます。

農地係長 議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

1番については、農業用倉庫、農家住宅進入路敷地への転用であります。農地区分は、農地の連たんが10ha未満であるため、第2種農地となります。第2種農地は、他に代える土地がない場合転用可能となります。本案件は、他に検討した土地があり本申請地が適地であるとの申し出もあることから、転用可能と判断しました。なお、追認案件となります。

以上のことから転用許可可能と判断し申請書を受理しましたので、皆様のご

審議よろしくお願いします。

議 長 この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第2号の1番の案件について、4番、寺島武調査員お願いいたします。

4番委員 議案第2号の1番の案件について現地調査の結果報告をいたします。7月18日午前10時、月舘総合支所に集合いたしまして、高橋敏明推進委員、佐藤輝弥推進委員、私と、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。申請地は、急な山の斜面を利用した畑で、耕作するのも大変な土地です。農業用倉庫や自宅への進入路も狭く、転用もやむを得ないものと見てまいりましたが、皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件の案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。なお、2番の案件については、30アール以上の申請のため、本日の審議終了後、福島県農業会議に意見を求めた上で「許可決定」とすることになります。それでは、議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第3号朗読説明）

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」補足説明を申し上げます。

1番につきましては、令和4年12月に一時転用許可を受けた事案であります。公共工事の資材置場敷地として賃借権を設定し一時転用をしていましたが、工事の進行に伴い資材置場敷地を縮小することになり事業計画に変更が生じたためです。なお、一時転用の期間の変更はございません。

2番につきましては、令和5年3月に一時転用許可を受けた事案であります。砂利採取及び農地改良を施工していたが、近隣住民の住環境との調和を図るた

め、大型車両進入路の位置を変更する必要が生じ、事業計画を変更しました。
なお、一時転用の期間の変更はございません。

以上、事業計画変更もやむを得ないと判断し、申請書を受理いたしましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議 長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」の2件の案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

12 番委員 はい。

議 長 12 番委員の発言を許します。

12 番委員 1 番の案件について質問します。次の議案、議案第4号の3番に、同じ土地が今度は売買という形で出てきます。一時転用をした後に、期間途中で事業変更をした土地が、同じ議案書で売買という形で載ってくるというのは、私の記憶では今までにない初めてのケースだったんですけれども、ご説明お願いいたします。

農地係長 1 番案件は、●●●復旧工事のための資材置き場だったんですけれども、工事の進行に伴い資材置き場を縮小する必要が生じたため返還をし、その後、今度は申請人が自社の廃材置き場にするために、同一の土地を恒久転用したいということでございました。この●●●という会社が、県北地区において住宅解体業を営んでおります。解体工事のたびに処分場に持っていけばいいんですけれども、経費削減のために、廃材を一時的に保管しておく場所を確保したいという話になりまして、土地を探していたところでございます。丁度この場所を使わなくなったもので、自分の事業に使いたいということです。申請地の入り口にある土地がこの●●●という会社の所有地なものですから、一体的に使用したいということでございます。なお、売買に関しては地権者の希望もあったそうです。

12 番委員 法令上問題なければ問題ないんですけれども、できれば、時期を分けて欲しかったな、と思います。以上です。

議 長 そのほか質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」の2件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」の1 番の案件については、原案のとおり「許可決

定」といたします。2番の案件については、原案のとおり「許可相当」とし、福島県農業会議へ意見を求めることにいたします。その結果、異議がなければ、「許可決定」とし、異議があった場合は、再度、総会で審議することになります。

議長 次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、議題といたします。なお、6番の案件については、30アール以上の申請のため、本日の審議終了後、福島県農業会議に意見を求めた上で「許可決定」とすることになります。それでは、議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第4号朗読説明）

補足説明を農地係長からいたさせます。

農地係長 議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

1番については、建築条件付き売買予定地への転用であります。所有権の移転、売買です。農地区分は、伊達総合支所から800m以内の距離にあり、宅地化率が42.5%ありますので、第2種農地となります。第2種農地は、他に代える土地がない場合転用可能となります。本案件は、他に検討した土地があり本申請地が適地であるとの申し出もあることから、転用許可可能と判断しました。

2番については、露天駐車場敷地への転用であります。所有権の移転、売買です。農地区分につきましては、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種農地であっても、既存施設拡張事業は転用可能でありますので、転用許可可能と判断しました。なお、申請地に隣接する駐車場については、令和4年8月25日付で許可したところであります。また、この申請地は、令和5年1月の総会において、農振農用地から除外するのに意見を求められたところであります。

3番については、廃材置場敷地への転用であります。所有権の移転、売買です。農地区分は、伊達総合支所から500m以内の距離にありますので、第2種農地となります。第2種農地は、他に代える土地がない場合転用可能となります。本案件は、他に検討した土地があり本申請地が適地であるとの申し出もあることから、転用許可可能と判断しました。

4番については、太陽光発電施設敷地への農地転用であります。農地区分につきましては、農地の連たんが10ha未満であるため、第2種農地となります。

第2種農地は、他に代える土地がない場合転用可能となります。本案件は、他に検討した土地があり本申請地が適地であるとの申し出もあることから、転用許可可能と判断しました。

5番については、太陽光発電施設敷地への農地転用であります。農地区分につきましては、農地の連たんが10ha未満であるため、第2種農地となります。第2種農地は、他に代える土地がない場合転用可能となります。本案件は、他

に検討した土地があり本申請地が適地であるとの申し出もあることから、転用許可可能と判断しました。

6 番については、砂利採取の一時転用であります。貸借権の設定 2 年間です。農地区分は、農振農用地区域内の農地でありますので、農用地となります。農用地であっても、一時転用は転用可能であるため、転用可能と判断しました。

7 番については、砂利採取及び農地改良に伴う車両進入路及び重機待機所敷地への一時転用であります。貸借権の設定 2 年 8 ヶ月であります。農地区分は、農振農用地区域内の農地でありますので、農用地となります。農用地であっても、一時転用は転用可能であるため、転用可能と判断しました。

8 番については、農業用倉庫駐車場敷地への農地転用であります。農地区分につきましては、10 h a 以上農地が連たんしており、第 1 種農地となります。

第 1 種農地であっても、既存施設拡張事業は転用可能でありますので、転用許可可能と判断しました。

以上、8 件とも転用許可可能と判断し申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第 4 号の 1 番から 3 番の案件について、21 番、佐々木春男調査員お願いいたします。

21 番委員 議案第 4 号の 1 番から 3 番の案件について現地調査の結果報告をいたします。昨日 7 月 18 日午後 2 時、伊達東地区交流館集合で、鈴木委員、八城推進委員、私と、事務局 3 名の計 6 名で現地を確認して参りました。まず 1 番案件についてですが、申請地は、●●●●●の南 300 メートルほどに位置します。ここは地区計画の中で住宅が並んでいたところで、現在は耕作放棄地になっています。果樹の病害虫の発生源にもなっていましたので、今回宅地分譲地になるということで周りの住民の方々も賛成してくれました。

次に 2 番の案件ですが、お寺の駐車場です。去年も申請をして許可を受けたんですが、線引きが狭く接触事故が起きたりし、拡張したいとのこと。仕方がないのかな。というところです。

次に 3 番の案件ですが、先ほど 12 番委員の質問もあった案件です。ここは●●●のそばなんです、公共事業の資材置き場として必要なくなったので地権者に返還を申し出たところ、「返されても困るので買っていただきたい」とのこと、廃材置き場として使うことにしたそうです。土手と橋の間の小さい土地なんです、土地の出入り口にこの●●●という会社の土地があり、●●●で使わないと誰も使わない所です。仕方がないのかなと思います。

1 番から 3 番まで問題のない案件とみてまいりました。皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。議案第4号の4番から7番の案件について、34番、八城智広調査員お願いいたします。

34番委員 議案第4号の4番から7番の案件について現地調査の結果報告をいたします。昨日7月18日午後2時、伊達東地区交流館集合で、鈴木委員、佐々木推進委員、私と、事務局3名の計6名で現地を確認して参りましたが、6番の案件だけ清野会長も合流して確認しました。まず4番の案件ですが、●●●●さんに確認したところ、この土地は石だらけで何を作ってもうまくいかなくて、困ったなと思っていたところ、2～3年前に太陽光発電の話を持ち掛けられました。ところが周りの住民の方の同意が得られず、棚上げになっていたそうです。その後、この太陽発電の会社の方で対策をして、周りの方々の同意が得られたそうです。

5番の案件は、同じく太陽光発電なんですけど、ここは、あっせん申し出が出ていた農地で、あっせん委員になっていたんですが、場所が使い勝手が悪いところになり、中々売却なり借りるなりできなくて棚上げになっていたところで、そこに太陽光発電施設の話が来たということでございます。

6番の案件ですが、地権者の●●さんに聞いたところ、ここはあっせん申し出があった畑を梨植えたくて買ったんだけど、植わってた桃を起こしたところ、砂利だらけで、困ったなと言っていたところに、●●●●さんから砂利取りどうだいと言われて、承諾したそうです。

7番の案件は、議案第3号の2番の事務局説明にあったとおりです。いずれも何ら問題のない案件と見てまいりましたが、皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。議案第4号の8番の案件について、18番、土屋洋一郎調査員お願いいたします。

18番委員 議案第4号の8番の案件について現地調査の結果報告をいたします。昨日7月18日午前9時、梁川総合支所集合で、渡邊茂委員、菊池推進委員、私と、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。場所は●●●●●の道路向かいです。排水もあります。被設定人の●●さんは運搬車を4台持っており、一括管理したいとのことでした。周辺の方々も同意もあり、現地確認の際も問題は見られませんでした。皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の8件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の8件の案件に

について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の6番を除く7件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。6番の案件については、原案のとおり「許可相当」とし、福島県農業会議へ意見を求めることにいたします。その結果、異議がなければ、「許可決定」とし、異議があった場合は、再度、総会で審議することになります。

議 長 次に、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願出について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第5号朗読説明）

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願出について」補足説明を申し上げます。

1番については、令和4年3月25日付けにて許可処分を行った案件であります。太陽光発電施設への転用でありましたが、事業実施にあたり詳細な現地調査を行った後に雨水排水対策に高額な造成費用がかかることが分かり、事業の採算が取れないことから、●●●●●●●の判断により本事業の取り消し申請をすることとなり、今回の申請に至ったということであります。

以上、許可処分の取り消しについて委員の皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議 長 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願出について」質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

12番委員 はい。

議 長 12番委員の発言を許します。

12番委員 議案第3号と似たケースだと思うんですけども、このケースは、太陽光発電施設の業者が今月の議案第4号農地法第5条申請で旧伊達町に2か所作って、同じ月の審議で1年半前に許可を受けた霊山町の転用について、会社都合で取り下げるという話だと思うんです。この1年半の間に、この土地がどういう状況になっているのかを含めて質問します。同じ事業者が、片方では事業開始したいと言いながら、片方では1年以上経ってこの許可はいりません、今度は別なところで許可欲しいです、と。何かこれって、事業者側が、農業委員会には書類さえ出せばすべて通していただけるんだという認識になっているように思えます。議案第3号で質問したケース、またこの前の●●のケースも含めて、業者側が転用許可に対して、書類上瑕疵が無ければ農業委員会は通すんだと、

そういう風潮になっているのではないかと思います。今回特にね、2つの事業者が同じように書類を出してきたんで、これはもう少し、書類を受け取る時に、私達、農業委員にきちっと説明できるように処理していただきたい。また事業者側にも、書類は法律上問題ないとしても、農業委員会として転用に関し、きっちり審査してますよ、という姿勢を見せていかないといけないと思うんで、これから申請を受け付ける時にはその点をお願いしたいな、と思います。あともう一つ、この霊山町の案件は、1年半の間に、土地の現状はどういう風になっていますか。多分耕作放棄地になっているのかなと思いますので、そこを確認させてください。

農地係長 この許可取り下げのあった申請地でございますが、今現在の状況は、何もやっていない、事業着手しておらず、ちょっと草刈りをしている状態でございます。次に許可取り消しに至った経緯でございますが、許可後6か月の時点で、「事業着手していないようなので、できないならできないと言ってください、日当たりのいい土地なので農地として使う手もありますから」と、事業をやるのかやめるのか、早くしてくださいと、事業者を確認しております。事業者の方も、今検討中ですということで先延ばしになっていたのですが、最終的に今年の4月になって、取り下げの申請となりました。ところが書類の方が整ってなくて、たまたま今回、別件と同じ月の審議になってしまったという経過でございます。同じ月の審議で片方許可出して、片方取り下げするという事に関しては、許可出す上での重さというのもありますから、今後留意しながら申請を受け付けてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。補足としては、本案件は許可内容が売買となっておりますが、太陽光発電設備を作ってはじめて、所有権移転するという契約になっておりますので、お金の支払い、所有権移転はなされていないところです。

12 番委員 ありがとうございます。

議 長 そのほか質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可処分取消願出について」の1件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願出について」の1件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議 長 次に、議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第 6 号朗読説明）

今回提出されました農用地利用集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定による基本構想への適合、農地の効率的利用、農業への常時従事の各要件を満たすものと考えられます。本案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、伊達市農業委員会の決定となります。以上で議案の説明および朗読を終了します。

議長 ありがとうございます。それでは、これより審議に入りますが、議案第 6 号の賃貸借権設定 33 番の案件については、委員が当事者となっている案件であります。当事者に係る案件については、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、当事者に退席を求めて、当事者分を最後に審議することとし、それ以外の案件を先に一括審議を行いたいと思います。お諮りいたします。議案第 6 号の賃貸借権設定 33 番の案件を最後に審議することにし、それ以外の議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る 2 件、賃借権設定に係る 33 件、使用貸借権設定に係る 11 件について、一括審議することにご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、当事者分 1 件を除く所有権移転に係る 2 件、賃借権設定に係る 33 件、使用貸借権設定に係る 11 件について、一括審議することいたします。ここで、多少お時間を設けますので、ご確認をお願いいたします。

議長 それではよろしいでしょうか。これより審議に入ります。議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」、質疑を許します。質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の 1 件を除く、それ以外の所有権移転に係る 2 件、賃借権設定に係る 33 件、使用貸借権設定に係る 11 件について採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は、「挙手」をお願いします。

議長 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の 1 件を除く、それ以外の所有権移転に係る 2 件、賃借権設定に係る 33 件、使用貸借権設定に係る 11 件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第 6 号、「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の賃貸借権設定 33 番の案件の案件について、審議いたします。この案件については、議席番号●番、●●●●委員が当事者になっておりますので、審議終了まで退席し、審議終了後に、入室、着席をお願いします。それでは、議席番号●番、●●●●委員の退席を求めます。

議 場 （議席番号●番、●●●●委員 退席）

議 長 これより、質疑に入ります。議案第 6 号、「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の賃貸借権設定に係る 33 番の案件について、質疑を許します。質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。採決に移ります。これより、議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の賃貸借権設定に係る 33 番の案件について、採決いたします。本件は、原案のとおり決するに、「賛成」の委員は、「挙手」願います。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の賃貸借権設定に係る 33 番の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。それでは、ここで議席番号●番、●●●●委員の退席を解きます。

議 場 （議席番号●番、●●●●委員 入室着席）

議 長 賛成全員。よって、議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり「承認決定」といたします。

議 長 次に、議案第 7 号「あっせん申出について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第 7 号朗読説明）

議 長 これより、質疑に入ります。議案第 7 号「あっせん申出について」の 1 件の案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第 7 号、「あっせん申出について」の 1 件の案件について「あっせん事業」を行うことに、「賛成」の委員は「挙手」をお願いいたします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第 7 号「あっせん申出について」の 1 件の案件について、あっせん事業を行うことにいたします。つきましては、農林事務次官通知「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づき、農地利用最適化推進委員の中から「あっせん委員」を指名させていただくことになります。それでは、指名させていただきます。1 番の案件について、保原地区担当から、23 番、後藤喜美枝推進委員と、29 番、佐藤善一推進委員にお願いすることにいたします。ご多忙中での職務になりますが、よろしく願います。

議 長 次に、報告第 1 号「専決処分の報告について」の報告をいたします。朗読・説明については、事務局から申し上げます。

事務局長 （報告第 1 号朗読説明）

議 長 只今の報告について、発言のある方は、「挙手」願います。

議 場 「発言なし」の声。

議 長 それでは、特に発言がないようですので、報告第 1 号「専決処分の報告について」を終了します。

議 長 以上で、本日の議案の審議事項は全て終了いたしました。お諮りいたします。
これにて、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認めまして、閉会することといたします。
長時間にわたり、慎重なるご審議をいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 5 年第 7 回伊達市農業委員会定例総会を閉会といたします。どうもご苦勞様でした。（午後 5 時 3 分閉会）

11. 提出事項の顚末	議案第 1 号	許可決定
	議案第 2 号	許可決定
	議案第 3 号	許可決定
	議案第 4 号	許可決定
	議案第 5 号	許可決定
	議案第 6 号	承認決定
	議案第 7 号	承認決定

12. この会議の議案 この議事録の末尾に綴る。